

5 条例第6条第2項第3号の基準

- (1) 工事の期間中に限り表示するものであること。
- (2) 設計者、工事施行者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合(法令の規定に基づき表示する場合を除く。)においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。